

みんなで知ろう、児童虐待の現状

児童虐待による死亡事例は年間70件※を超えています。単純計算すると、5日間に1人のこどもが命を落としていることとなります。(※こども虐待による死亡事例等の検証結果等について【第19次報告】)

こども家庭庁では、「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」が実施されています。今月号では、虐待の現状について考えましょう。

子どもへの虐待を未然に防ぎましょう

児童虐待とは？

親または親に代わる養育者が、故意に子どもの身体や心を傷つけることを言います。子どもへの虐待は大きく4つに分類されますが、これらが重複して行われることが少なくありません。



身体的虐待

- なぐる、ける、投げ落とすなどの暴力をふるう。
- 乳幼児を激しく揺さぶる。
- やけどをおわせる。
- 溺れさせる。
- 戸外に閉め出す。 など



心理的虐待

- 言葉でおどす。
- 無視する。
- きょうだいで差別する。
- 子どもの前で家族に暴力をふるう。
- 子どもの心を傷つけることを言う。 など



性的虐待

- 性的ないたずらをする。
- 性的関係を強要する。
- 性交を見せる。
- わいせつな画像の被写体にする。
- 性器を見せたり、触らせたりする。 など

ネグレクト

- 適切な食事を与えていない。
- ひどく不潔にする。
- 子どもを車の中に放置する。
- 家の中に閉じ込める。
- 子どもを家の中に残したまま度々外出する。
- 子どもの意に反して学校等に行かせない。
- 病気やケガをしても病院に連れて行かない。
- 保護者以外の同居人による虐待を見て見ぬふりをする。 など

児童虐待かも・・・と思ったら、すぐに電話を。

いち はやく
☎ 189

児童相談所虐待対応ダイヤル

- お住まいの地域の児童相談所につながります。
- 通告・相談は匿名で行うことも可能です。
- 通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。

12月はおやすみです

1月のわくわくサークルのお知らせ

「わらべ歌」

日時：令和7年1月29日（水）
10:00～11:30
場所：西庄公民館 1階和室



愛育会の
Instagram